

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ほか18件の条例をここに公布する。

令和7年3月25日

長浜市長

浅見宣義

長浜市条例第6号	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
長浜市条例第7号	長浜市事務分掌条例の一部を改正する条例
長浜市条例第8号	長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
長浜市条例第9号	長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
長浜市条例第10号	長浜市税条例の一部を改正する条例
長浜市条例第11号	長浜市手数料条例の一部を改正する条例
長浜市条例第12号	長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例
長浜市条例第13号	長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部を改正する条例
長浜市条例第14号	長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
長浜市条例第15号	長浜市市営住宅条例の一部を改正する条例
長浜市条例第16号	長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
長浜市条例第17号	長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
長浜市条例第18号	ふるさと長浜寄附条例の一部を改正する条例
長浜市条例第19号	長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例
長浜市条例第20号	長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
長浜市条例第21号	長浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例
長浜市条例第22号	長浜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
長浜市条例第23号	長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
長浜市条例第24号	長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例の一部を改正する

条例

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第1条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年長浜市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附則第4項中「第9条第2項」を「第9条第6項」に改める。

(長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年長浜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項及び第6項中「第9条第2項」を「第9条第6項」に改める。

(長浜市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 長浜市職員退職手当条例等の一部を改正する条例(令和4年長浜市条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

長浜市事務分掌条例（平成18年長浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号キを削り、同項第6号に次のように加える。

ク 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（長浜市文化財保護条例の一部改正）
- 2 長浜市文化財保護条例（平成18年長浜市条例第205号）の一部を次のように改正する。
第66条中「市民協働部」を「産業観光部」に改める。

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」に改め、同条第3項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削り、同条第4項中「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次項において同じ。）」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削る。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日と

する改正後の長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「月額」の次に「、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円」を加え、「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第8条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第9条第1項第1号中「通勤のため交通機関」の次に「又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）」を、「運賃」の次に「又は料金（以下この条において「運賃等」という。）」を加え、「（交通機関）」を「（交通機関等）」に、「交通機関を利用しない」を「交通機関等を利用しない」に改め、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に改め、同条第2項第1号中「この号において「運賃等相当額」という。）」を「この条において「運賃等相当額」という。）」に改め、同条ただし書を削り、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に改め、「（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第6項を第9項とし、第3項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の3項を加える。

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この条において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであ

ると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第9条の2第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他規則で定める者であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第15条の4第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第16条の4第1項中「から第8条まで及び第8条の3」を「及び第7条」に改める。別表第1定年再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

定年前	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
再任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
短時間	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
勤務職	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900

員以外 の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600

45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		

85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000				
87	256, 300	297, 400	346, 400				
88	256, 600	297, 700	346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				
91	257, 500	298, 600	347, 800				
92	257, 800	299, 000	348, 200				
93	258, 100	299, 200	348, 400				
94		299, 400	348, 800				
95		299, 700	349, 200				
96		300, 100	349, 500				
97		300, 300	349, 800				
98		300, 600	350, 200				
99		301, 000	350, 600				
100		301, 400	351, 000				
101		301, 600	351, 500				
102		301, 900	351, 900				
103		302, 200	352, 300				
104		302, 500	352, 700				
105		302, 700	353, 200				
106		303, 000	353, 600				
107		303, 300	353, 900				
108		303, 600	354, 200				
109		303, 800	354, 700				
110		304, 200					
111		304, 600					
112		304, 900					
113		305, 100					
114		305, 300					
115		305, 600					
116		306, 000					
117		306, 200					
118		306, 400					
119		306, 700					
120		307, 000					
121		307, 400					
122		307, 600					
123		307, 900					
124		308, 200					

	125		308,500					
--	-----	--	---------	--	--	--	--	--

別表第2ア 医療職給料表（1）定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1		400,300	457,100	549,800
	2	293,700	403,000	459,000	555,900
	3	296,000	405,600	460,900	561,200
	4	298,200	408,100	462,300	566,100
	5	300,300	410,500	464,100	570,500
	6	303,800	412,700	465,900	574,800
	7	307,300	414,800	467,700	578,400
	8	310,700	416,900	469,500	581,400
	9	314,100	419,000	471,300	583,900
	10	317,600	420,500	473,100	586,200
	11	321,000	422,000	474,900	
	12	324,400	423,500	476,700	
	13	327,800	424,900	478,500	
	14	331,300	426,400	480,300	
	15	334,700	427,900	482,100	
	16	338,100	429,300	483,900	
	17	341,500	430,700	485,800	
	18	344,600	432,200	487,700	
	19	347,700	433,700	489,600	
	20	350,800	435,100	491,500	
	21	354,000	436,500	493,200	
	22	357,100	438,000	495,000	
	23	360,200	439,500	496,800	
	24	363,200	440,900	498,400	
	25	366,200	442,300	500,200	
	26	368,500	443,700	502,000	
	27	370,800	445,100	503,600	
	28	373,000	446,500	505,000	
	29	374,900	447,900	506,700	
	30	376,600	449,300	508,500	
	31	378,300	450,700	510,200	
	32	380,100	452,100	511,700	
	33	381,900	453,500	513,000	
	34	383,700	454,900	514,300	
	35	385,300	456,300	515,600	
	36	386,700	457,700	516,600	
	37	388,100	459,100	517,900	

38	389, 600	460, 800	519, 200
39	391, 100	462, 400	520, 500
40	392, 600	464, 000	521, 500
41	394, 100	465, 600	522, 300
42	394, 800	466, 800	523, 100
43	395, 400	468, 000	523, 900
44	396, 100	469, 100	524, 800
45	397, 000	470, 100	525, 600
46	397, 600	471, 100	526, 400
47	398, 200	472, 000	527, 100
48	398, 800	472, 800	527, 900
49	399, 400	473, 500	528, 700
50	399, 900	474, 200	529, 400
51	400, 400	474, 900	530, 300
52	400, 900	475, 500	531, 200
53	401, 400	476, 200	532, 000
54	401, 800	476, 900	532, 900
55	402, 200	477, 500	533, 800
56	402, 600	478, 100	534, 600
57	403, 000	478, 400	535, 500
58	403, 400	479, 000	536, 400
59	403, 800	479, 700	537, 100
60	404, 200	480, 400	537, 900
61	404, 600	480, 800	538, 800
62	405, 000	481, 400	539, 700
63	405, 400	482, 100	540, 600
64	405, 800	482, 800	541, 400
65	406, 100	483, 200	542, 300
66		483, 800	543, 200
67		484, 400	544, 100
68		484, 900	544, 900
69		485, 400	545, 800
70		485, 900	546, 700
71		486, 400	547, 600
72		486, 900	548, 400
73		487, 300	
74		487, 800	
75		488, 200	
76		488, 700	
77		489, 200	

	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		

別表第２イ 医療職給料表（２）定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

定年	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
前再	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
任用	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
短時	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
間勤	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
務職	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
員以	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
外の	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
職員	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500

31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200	359, 800	404, 100	447, 900
32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300	404, 900	448, 200
33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500	405, 300	448, 500
34	236, 400	262, 000	291, 000	315, 700	363, 600	405, 900	448, 900
35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400	449, 200
36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800	449, 500
37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200	449, 800
38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700	407, 400	
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700	407, 700	
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408, 000	
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300	
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600	
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900	
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200	
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400	
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700	
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000	
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300	
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500	
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800	
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100	
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400	
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600	
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000		
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700		
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300		
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700		
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200		
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800		
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400		
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800		
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300		
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800		
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300		
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900		
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400		
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000		
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600		
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100		
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600		

71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900	
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100	
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400	
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900	
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200	
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500	
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800	
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200	
86		294, 100	331, 700	352, 500	
87		294, 300	332, 000	352, 800	
88		294, 500	332, 300	353, 100	
89		294, 900	332, 600	353, 500	
90		295, 100	332, 800	353, 800	
91		295, 300	333, 200	354, 100	
92		295, 500	333, 500	354, 400	
93		295, 900	333, 700	354, 700	
94		296, 100	334, 000	355, 100	
95		296, 300	334, 300	355, 500	
96		296, 600	334, 600	355, 900	
97		296, 900	334, 800	356, 400	
98		297, 100	335, 100	356, 800	
99		297, 300	335, 400	357, 200	
100		297, 600	335, 600	357, 600	
101		297, 900	335, 800	358, 100	
102		298, 100	336, 000		
103		298, 300	336, 400		
104		298, 600	336, 600		
105		298, 900	336, 800		
106			337, 200		
107			337, 600		
108			338, 000		
109			338, 200		

別表第 2 ウ 医療職給料表（3）定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次の

ように改める。

定年	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
前再	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
任用	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
短時	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
間勤	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
務職	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
員以	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
外の	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
職員	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300

40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		

80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400	
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900	
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400	
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000	
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400	
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900	
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400	
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000	
110	297, 600	328, 500	362, 600		
111	297, 800	328, 800	363, 100		
112	298, 100	329, 100	363, 500		
113	298, 400	329, 400	363, 900		
114	298, 600	329, 800	364, 300		
115	298, 900	330, 100	364, 800		
116	299, 100	330, 400	365, 300		
117	299, 400	330, 600	365, 700		
118	299, 700	330, 900	366, 200		
119	300, 000	331, 200	366, 700		

120	300,300	331,400	367,200				
121	300,600	331,600	367,500				
122	301,000	331,900					
123	301,300	332,200					
124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						

	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						

別表第3 定年前提任短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

定年前	1	199,900	220,700	356,200	435,700
再任用	2	202,200	223,100	357,700	437,000
短時間	3	204,500	225,500	359,200	438,200
勤務職	4	206,700	227,900	360,700	439,500
員以外	5	208,900	230,300	362,100	440,600
の職員	6	211,200	232,700	363,500	441,700
	7	213,400	235,100	364,900	442,900
	8	215,600	237,500	366,300	444,100
	9	217,800	239,900	367,700	445,400
	10	220,000	241,500	369,000	446,600
	11	222,200	243,100	370,300	447,600
	12	224,400	244,700	371,600	448,700
	13	226,600	246,300	372,800	449,900
	14	228,700	247,800	374,100	450,700
	15	230,800	249,200	375,300	451,500
	16	232,900	250,600	376,500	452,400
	17	235,000	252,000	377,700	453,300
	18	236,800	253,200	378,900	453,800
	19	238,500	254,400	380,100	454,300
	20	240,200	255,600	381,200	454,800
	21	241,900	257,000	382,300	455,300
	22	243,200	258,200	383,500	
	23	244,500	259,500	384,700	
	24	245,800	260,800	385,800	
	25	247,000	262,100	386,900	
	26	248,100	264,000	388,100	
	27	249,200	265,800	389,300	
	28	250,300	267,600	390,400	
	29	251,500	269,300	391,500	

30	252,800	271,500	392,700
31	254,000	273,700	393,900
32	255,200	275,900	395,000
33	256,300	278,100	396,100
34	257,500	280,300	397,300
35	258,700	282,500	398,500
36	259,900	284,600	399,700
37	261,100	286,600	400,900
38	262,300	288,500	402,200
39	263,500	290,400	403,400
40	264,700	292,200	404,600
41	265,900	294,000	405,800
42	267,000	295,900	407,100
43	268,100	297,700	408,100
44	269,200	299,400	409,200
45	270,200	301,100	410,400
46	271,000	302,900	411,600
47	271,800	304,600	412,800
48	272,600	306,200	414,000
49	273,300	307,800	415,100
50	274,100	309,500	416,100
51	274,800	311,300	417,400
52	275,500	313,000	418,600
53	276,300	314,300	419,800
54	277,100	316,200	420,900
55	277,900	318,000	422,000
56	278,600	319,700	423,100
57	279,300	321,400	424,100
58	280,100	323,300	425,300
59	280,900	325,000	426,500
60	281,600	326,700	427,700
61	282,200	328,400	428,300
62	282,900	330,200	429,100
63	283,600	332,000	429,800
64	284,200	333,700	430,300
65	284,900	335,400	430,600
66	285,600	336,700	430,900
67	286,300	338,000	431,300
68	287,000	339,300	431,700
69	287,700	340,800	432,000

70	288,500	342,300	432,400
71	289,200	343,800	432,700
72	289,900	345,300	433,000
73	290,400	346,700	433,300
74	291,100	348,200	433,700
75	291,800	349,700	434,000
76	292,400	351,200	434,300
77	293,000	352,600	434,600
78	293,700	354,100	434,900
79	294,300	355,600	435,200
80	294,900	357,100	435,400
81	295,500	358,500	435,600
82	296,100	359,800	
83	296,700	361,100	
84	297,300	362,300	
85	297,800	363,500	
86	298,300	364,700	
87	298,800	365,900	
88	299,300	367,000	
89	299,700	368,100	
90	300,300	369,200	
91	300,800	370,300	
92	301,300	371,400	
93	301,600	372,500	
94	302,100	373,700	
95	302,600	374,800	
96	303,000	375,900	
97	303,400	376,900	
98	303,900	377,900	
99	304,400	378,800	
100	304,800	379,700	
101	305,200	380,500	
102	305,600	381,500	
103	306,000	382,400	
104	306,300	383,300	
105	306,500	384,100	
106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	

110	307, 700	388, 600	
111	308, 000	389, 500	
112	308, 300	390, 400	
113	308, 500	391, 000	
114	308, 700	391, 900	
115	308, 900	392, 800	
116	309, 200	393, 700	
117	309, 500	394, 500	
118	309, 700	395, 200	
119	310, 000	396, 000	
120	310, 300	396, 800	
121	310, 500	397, 400	
122	310, 700	398, 100	
123	310, 900	398, 800	
124	311, 200	399, 400	
125	311, 500	400, 000	
126		400, 700	
127		401, 200	
128		401, 800	
129		402, 400	
130		403, 000	
131		403, 500	
132		404, 000	
133		404, 300	
134		404, 600	
135		404, 900	
136		405, 200	
137		405, 500	
138		405, 800	
139		406, 100	
140		406, 400	
141		406, 700	
142		407, 000	
143		407, 300	
144		407, 600	
145		407, 800	
146		408, 100	
147		408, 400	
148		408, 600	
149		408, 800	

	150		409, 100		
	151		409, 400		
	152		409, 600		
	153		409, 800		
	154		410, 100		
	155		410, 400		
	156		410, 600		
	157		410, 800		

別表第 4 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	199, 600	254, 300	287, 800	313, 800	334, 500	355, 200	408, 300
	2	201, 300	255, 900	288, 800	315, 500	336, 200	356, 900	410, 200
	3	203, 000	257, 500	289, 700	317, 000	337, 700	358, 500	412, 100
	4	204, 700	258, 800	290, 600	318, 500	339, 300	360, 100	413, 900
	5	206, 300	260, 300	291, 500	319, 700	340, 700	361, 700	415, 700
	6	207, 900	261, 500	292, 400	321, 100	342, 300	363, 500	417, 500
	7	209, 500	262, 600	293, 300	322, 500	343, 700	365, 000	419, 300
	8	211, 100	263, 700	294, 200	323, 900	345, 200	366, 600	421, 100
	9	212, 700	264, 800	295, 000	325, 300	346, 600	368, 000	422, 700
	10	214, 500	265, 900	296, 000	326, 800	348, 200	369, 600	424, 200
	11	216, 300	267, 000	297, 200	328, 200	349, 700	371, 200	425, 700
	12	217, 400	268, 100	298, 300	329, 600	351, 100	372, 700	427, 200
	13	218, 500	269, 200	299, 500	331, 000	352, 800	374, 600	428, 700
	14	219, 700	270, 100	300, 600	332, 600	354, 500	376, 500	430, 000
	15	220, 900	271, 000	301, 700	334, 200	356, 300	378, 400	431, 300
	16	222, 000	271, 800	302, 800	335, 700	357, 900	380, 200	432, 500
	17	223, 100	272, 400	303, 900	337, 200	359, 400	381, 700	433, 700
	18	224, 100	273, 100	305, 000	338, 800	361, 100	383, 500	435, 000
	19	225, 100	273, 900	306, 100	340, 400	362, 800	385, 200	436, 300
	20	226, 100	274, 600	307, 100	341, 900	364, 300	386, 800	437, 500
	21	227, 100	275, 600	308, 100	343, 400	365, 900	388, 500	438, 700
	22	228, 500	276, 500	309, 100	344, 900	367, 400	389, 900	439, 500
	23	229, 800	277, 400	310, 100	346, 400	368, 800	391, 300	440, 300
	24	231, 100	278, 300	311, 100	347, 900	370, 300	392, 700	441, 100
	25	232, 400	279, 300	312, 100	349, 400	371, 700	394, 100	441, 700
	26	233, 700	280, 200	313, 100	351, 000	373, 100	395, 300	442, 300
	27	235, 000	281, 100	314, 100	352, 600	374, 500	396, 500	442, 900
	28	236, 200	282, 000	315, 100	354, 100	375, 800	397, 500	443, 500
	29	237, 400	282, 900	316, 100	355, 300	376, 900	398, 600	444, 200
	30	238, 400	283, 700	317, 200	356, 800	378, 300	399, 800	445, 000
	31	239, 400	284, 600	318, 300	358, 300	379, 600	400, 900	445, 400

32	240, 400	285, 500	319, 400	359, 800	380, 900	402, 000	446, 100
33	241, 400	286, 500	320, 500	361, 200	381, 900	402, 700	446, 600
34	242, 400	287, 500	321, 600	362, 700	383, 000	403, 400	447, 000
35	243, 300	288, 500	322, 700	364, 200	384, 100	404, 100	447, 400
36	244, 200	289, 400	323, 800	365, 700	385, 200	404, 800	447, 800
37	245, 100	290, 300	324, 800	367, 100	386, 200	405, 400	448, 200
38	246, 000	291, 300	325, 900	368, 500	387, 200	406, 000	448, 600
39	246, 900	292, 300	327, 000	369, 900	388, 200	406, 500	449, 000
40	247, 700	293, 200	328, 000	371, 300	389, 100	406, 900	449, 300
41	248, 500	294, 100	329, 000	372, 300	389, 800	407, 300	449, 600
42	249, 100	295, 100	329, 900	373, 400	390, 400	407, 500	450, 000
43	249, 700	296, 100	330, 800	374, 300	391, 100	407, 800	450, 300
44	250, 300	297, 000	331, 700	375, 400	391, 700	408, 100	450, 600
45	250, 800	297, 900	332, 600	376, 100	392, 200	408, 400	450, 900
46	251, 300	298, 800	333, 300	376, 700	392, 700	408, 700	
47	251, 800	299, 700	333, 900	377, 400	393, 200	409, 000	
48	252, 300	300, 600	334, 500	378, 200	393, 700	409, 300	
49	252, 800	301, 400	335, 100	379, 000	394, 200	409, 500	
50	253, 400	302, 300	335, 800	379, 700	394, 700	409, 800	
51	253, 900	303, 200	336, 400	380, 500	395, 300	410, 100	
52	254, 400	304, 000	337, 000	381, 200	395, 800	410, 400	
53	254, 800	304, 900	337, 600	382, 000	396, 300	410, 600	
54	255, 300	305, 900	338, 100	382, 700	396, 800	410, 900	
55	255, 800	306, 900	338, 600	383, 400	397, 300	411, 200	
56	256, 300	307, 800	339, 100	384, 000	397, 700	411, 500	
57	256, 800	308, 700	339, 500	384, 300	398, 000	411, 700	
58	257, 200	309, 700	339, 700	384, 900	398, 400	412, 000	
59	257, 600	310, 600	340, 200	385, 500	398, 900	412, 300	
60	258, 000	311, 500	340, 700	386, 200	399, 300	412, 500	
61	258, 400	312, 400	341, 000	386, 600	399, 600	412, 700	
62	258, 800	313, 300	341, 400	387, 300	400, 100	413, 000	
63	259, 200	314, 200	341, 900	387, 900	400, 600	413, 300	
64	259, 600	315, 000	342, 300	388, 500	401, 000	413, 500	
65	260, 000	315, 700	342, 700	388, 900	401, 300	413, 700	
66	260, 400	316, 600	343, 200	389, 400	401, 700		
67	260, 800	317, 400	343, 600	390, 000	402, 100		
68	261, 200	318, 200	344, 100	390, 500	402, 500		
69	261, 600	319, 000	344, 300	390, 900			
70	262, 000	319, 500	344, 800	391, 400			
71	262, 400	320, 000	345, 300	391, 900			

72	262, 800	320, 500	345, 700	392, 400			
73	263, 200	321, 000	346, 000	392, 900			
74	263, 600	321, 600	346, 400	393, 300			
75	264, 000	322, 100	346, 900	393, 700			
76	264, 400	322, 600	347, 300	394, 100			
77	264, 800	322, 900	347, 500	394, 300			
78	265, 200	323, 200	347, 800	394, 500			
79	265, 600	323, 700	348, 200	394, 800			
80	265, 900	324, 000	348, 600	395, 100			
81	266, 200	324, 300	348, 900	395, 300			
82	266, 600	324, 600	349, 200	395, 600			
83	267, 000	324, 900	349, 600	395, 900			
84	267, 300	325, 200	350, 000	396, 100			
85	267, 600	325, 600	350, 300	396, 300			
86	268, 000	326, 000	350, 700				
87	268, 400	326, 300	351, 100				
88	268, 700	326, 500	351, 300				
89	269, 000	327, 000	351, 600				
90	269, 400	327, 400					
91	269, 800	327, 600					
92	270, 100	328, 000					
93	270, 400	328, 400					
94	270, 800	328, 800					
95	271, 200	329, 200					
96	271, 500	329, 500					
97	271, 800	329, 700					
98	272, 200	330, 000					
99	272, 600	330, 300					
100	272, 900	330, 600					
101	273, 200	331, 000					
102	273, 600	331, 200					
103	274, 000	331, 500					
104	274, 300	331, 900					
105	274, 500	332, 300					
106	274, 700	332, 600					
107	275, 000	332, 900					
108	275, 300	333, 200					
109	275, 600	333, 500					
110	275, 900	333, 900					
111	276, 200	334, 200					

112	276, 400	334, 400					
113	276, 700	334, 600					
114	277, 000	334, 900					
115	277, 300	335, 200					
116	277, 700	335, 500					
117	278, 000	335, 700					
118	278, 300						
119	278, 600						
120	279, 000						
121	279, 200						
122	279, 400						
123	279, 800						
124	280, 100						
125	280, 300						
126	280, 600						
127	281, 000						
128	281, 400						
129	281, 600						
130	282, 000						
131	282, 400						
132	282, 700						
133	282, 900						
134	283, 200						
135	283, 600						
136	283, 900						
137	284, 100						
138	284, 400						
139	284, 700						
140	285, 000						
141	285, 200						
142	285, 400						
143	285, 600						
144	285, 900						
145	286, 300						
146	286, 500						
147	286, 800						
148	287, 100						
149	287, 400						
150	287, 600						
151	287, 900						

	152	288,100						
	153	288,400						

別表第5 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	199,600	254,300	287,800	313,800	334,500	355,200	408,300
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	336,200	356,900	410,200
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	337,700	358,500	412,100
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	339,300	360,100	413,900
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	340,700	361,700	415,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	342,300	363,500	417,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	343,700	365,000	419,300
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	345,200	366,600	421,100
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	346,600	368,000	422,700
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	348,200	369,600	424,200
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	349,700	371,200	425,700
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	351,100	372,700	427,200
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	352,800	374,600	428,700
	14	219,700	270,100	300,600	332,600	354,500	376,500	430,000
	15	220,900	271,000	301,700	334,200	356,300	378,400	431,300
	16	222,000	271,800	302,800	335,700	357,900	380,200	432,500
	17	223,100	272,400	303,900	337,200	359,400	381,700	433,700
	18	224,100	273,100	305,000	338,800	361,100	383,500	435,000
	19	225,100	273,900	306,100	340,400	362,800	385,200	436,300
	20	226,100	274,600	307,100	341,900	364,300	386,800	437,500
	21	227,100	275,600	308,100	343,400	365,900	388,500	438,700
	22	228,500	276,500	309,100	344,900	367,400	389,900	439,500
	23	229,800	277,400	310,100	346,400	368,800	391,300	440,300
	24	231,100	278,300	311,100	347,900	370,300	392,700	441,100
	25	232,400	279,300	312,100	349,400	371,700	394,100	441,700
	26	233,700	280,200	313,100	351,000	373,100	395,300	442,300
	27	235,000	281,100	314,100	352,600	374,500	396,500	442,900
	28	236,200	282,000	315,100	354,100	375,800	397,500	443,500
	29	237,400	282,900	316,100	355,300	376,900	398,600	444,200
	30	238,400	283,700	317,200	356,800	378,300	399,800	445,000
	31	239,400	284,600	318,300	358,300	379,600	400,900	445,400
	32	240,400	285,500	319,400	359,800	380,900	402,000	446,100
	33	241,400	286,500	320,500	361,200	381,900	402,700	446,600
	34	242,400	287,500	321,600	362,700	383,000	403,400	447,000
	35	243,300	288,500	322,700	364,200	384,100	404,100	447,400
	36	244,200	289,400	323,800	365,700	385,200	404,800	447,800
	37	245,100	290,300	324,800	367,100	386,200	405,400	448,200

38	246, 000	291, 300	325, 900	368, 500	387, 200	406, 000	448, 600
39	246, 900	292, 300	327, 000	369, 900	388, 200	406, 500	449, 000
40	247, 700	293, 200	328, 000	371, 300	389, 100	406, 900	449, 300
41	248, 500	294, 100	329, 000	372, 300	389, 800	407, 300	449, 600
42	249, 100	295, 100	329, 900	373, 400	390, 400	407, 500	450, 000
43	249, 700	296, 100	330, 800	374, 300	391, 100	407, 800	450, 300
44	250, 300	297, 000	331, 700	375, 400	391, 700	408, 100	450, 600
45	250, 800	297, 900	332, 600	376, 100	392, 200	408, 400	450, 900
46	251, 300	298, 800	333, 300	376, 700	392, 700	408, 700	
47	251, 800	299, 700	333, 900	377, 400	393, 200	409, 000	
48	252, 300	300, 600	334, 500	378, 200	393, 700	409, 300	
49	252, 800	301, 400	335, 100	379, 000	394, 200	409, 500	
50	253, 400	302, 300	335, 800	379, 700	394, 700	409, 800	
51	253, 900	303, 200	336, 400	380, 500	395, 300	410, 100	
52	254, 400	304, 000	337, 000	381, 200	395, 800	410, 400	
53	254, 800	304, 900	337, 600	382, 000	396, 300	410, 600	
54	255, 300	305, 900	338, 100	382, 700	396, 800	410, 900	
55	255, 800	306, 900	338, 600	383, 400	397, 300	411, 200	
56	256, 300	307, 800	339, 100	384, 000	397, 700	411, 500	
57	256, 800	308, 700	339, 500	384, 300	398, 000	411, 700	
58	257, 200	309, 700	339, 700	384, 900	398, 400	412, 000	
59	257, 600	310, 600	340, 200	385, 500	398, 900	412, 300	
60	258, 000	311, 500	340, 700	386, 200	399, 300	412, 500	
61	258, 400	312, 400	341, 000	386, 600	399, 600	412, 700	
62	258, 800	313, 300	341, 400	387, 300	400, 100	413, 000	
63	259, 200	314, 200	341, 900	387, 900	400, 600	413, 300	
64	259, 600	315, 000	342, 300	388, 500	401, 000	413, 500	
65	260, 000	315, 700	342, 700	388, 900	401, 300	413, 700	
66	260, 400	316, 600	343, 200	389, 400	401, 700	414, 000	
67	260, 800	317, 400	343, 600	390, 000	402, 100	414, 300	
68	261, 200	318, 200	344, 100	390, 500	402, 500	414, 500	
69	261, 600	319, 000	344, 300	390, 900	402, 800	414, 700	
70	262, 000	319, 500	344, 800	391, 400	403, 200	415, 000	
71	262, 400	320, 000	345, 300	391, 900	403, 600	415, 300	
72	262, 800	320, 500	345, 700	392, 400	403, 900	415, 500	
73	263, 200	321, 000	346, 000	392, 900	404, 300	415, 700	
74	263, 600	321, 600	346, 400	393, 300	404, 600	416, 000	
75	264, 000	322, 100	346, 900	393, 700	405, 000	416, 300	
76	264, 400	322, 600	347, 300	394, 100	405, 300	416, 500	
77	264, 800	322, 900	347, 500	394, 300	405, 500	416, 700	

78	265, 200	323, 200	347, 800	394, 500	405, 700	417, 000
79	265, 600	323, 700	348, 200	394, 800	406, 000	417, 300
80	265, 900	324, 000	348, 600	395, 100	406, 300	417, 500
81	266, 200	324, 300	348, 900	395, 300	406, 500	417, 700
82	266, 600	324, 600	349, 200	395, 600	406, 800	418, 000
83	267, 000	324, 900	349, 600	395, 900	407, 100	418, 300
84	267, 300	325, 200	350, 000	396, 100	407, 300	418, 500
85	267, 600	325, 600	350, 300	396, 300	407, 500	418, 700
86	268, 000	326, 000	350, 700	396, 600	407, 800	419, 000
87	268, 400	326, 300	351, 100	396, 900	408, 100	419, 300
88	268, 700	326, 500	351, 300	397, 100	408, 300	419, 500
89	269, 000	327, 000	351, 600	397, 300	408, 500	419, 700
90	269, 400	327, 400	352, 000	397, 600	408, 800	420, 000
91	269, 800	327, 600	352, 400	397, 900	409, 100	420, 300
92	270, 100	328, 000	352, 600	398, 100	409, 300	420, 500
93	270, 400	328, 400	352, 900	398, 300	409, 500	420, 700
94	270, 800	328, 800	353, 300	398, 600	409, 800	421, 000
95	271, 200	329, 200	353, 700	398, 900	410, 100	421, 300
96	271, 500	329, 500	353, 900	399, 100	410, 300	421, 500
97	271, 800	329, 700	354, 200	399, 300	410, 500	421, 700
98	272, 200	330, 000	354, 600	399, 600	410, 800	422, 000
99	272, 600	330, 300	355, 000	399, 900	411, 100	422, 300
100	272, 900	330, 600	355, 200	400, 100	411, 300	422, 500
101	273, 200	331, 000	355, 500	400, 300	411, 500	422, 700
102	273, 600	331, 200	355, 900	400, 600	411, 800	423, 000
103	274, 000	331, 500	356, 300	400, 900	412, 100	423, 300
104	274, 300	331, 900	356, 500	401, 100	412, 300	423, 500
105	274, 500	332, 300	356, 800	401, 300	412, 500	
106	274, 700	332, 600	357, 200	401, 600	412, 800	
107	275, 000	332, 900	357, 600	401, 900	413, 100	
108	275, 300	333, 200	357, 800		413, 300	
109	275, 600	333, 500	358, 100		413, 500	
110	275, 900	333, 900	358, 500		413, 800	
111	276, 200	334, 200	358, 900		414, 100	
112	276, 400	334, 400	359, 100		414, 300	
113	276, 700	334, 600	359, 400		414, 500	
114	277, 000	334, 900	359, 800		414, 800	
115	277, 300	335, 200	360, 200		415, 100	
116	277, 700	335, 500	360, 400		415, 300	
117	278, 000	335, 700	360, 700			

118	278,300	361,100				
119	278,600	361,500				
120	279,000	361,700				
121	279,200	362,000				
122	279,400	362,400				
123	279,800	362,800				
124	280,100	363,000				
125	280,300	363,300				
126	280,600	363,700				
127	281,000	364,100				
128	281,400	364,300				
129	281,600	364,600				
130	282,000	365,000				
131	282,400	365,400				
132	282,700	365,600				
133	282,900	365,900				
134	283,200	366,300				
135	283,600	366,700				
136	283,900	366,900				
137	284,100	367,200				
138	284,400	367,600				
139	284,700	368,000				
140	285,000	368,200				
141	285,200	368,500				
142	285,400	368,900				
143	285,600	369,300				
144	285,900	369,500				
145	286,300	369,800				
146	286,500	370,200				
147	286,800	370,600				
148	287,100	370,800				
149	287,400	371,100				
150	287,600					
151	287,900					
152	288,100					
153	288,400					

(長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年長浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第7項中「から第8条まで及び第8条の3」を「及び第7条」に改める。

(長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第7条を削る。

第8条第1項中「第8条まで」を「第7条まで」に、「、第15条の3及び第16条の2」を「及び第15条の3」に改め、同条第2項中「第2条、第15条の4第1項」を「第15条の4第1項」に改め、「第16条第2項」の次に「、第16条の2第2項第1号」を加え、「、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「「100分の175」」を「「100分の95」と、給与条例第16条の2第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「、第15条及び第18条」を「及び第15条」に、「特定任期付企業職員」を「第2条第1項の規定に基づき任期を定めて企業職員として採用された職員（次項において「特定任期付企業職員」という。）」に改め、同条第2項中「第2条第3項、第16条」を「第16条」に改め、「、病院事業職員給与条例第2条第3項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と」を削り、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職務の級 号俸	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	167,800	210,500
2	168,900	212,000
3	170,000	213,500
4	171,100	215,000
5	172,300	216,500
6	173,400	218,000
7	174,500	219,500
8	175,600	221,000
9	176,800	222,500
10	177,900	224,000

11	179,000	225,500
12	180,100	227,000
13	181,300	228,500
14	182,400	230,000
15	183,500	231,500
16	184,600	233,000
17	185,800	234,500
18	186,900	236,000
19	188,000	237,500
20	189,700	239,000
21	191,300	240,500
22	192,900	242,000
23	194,500	243,400
24	196,200	244,800
25	197,800	246,200
26	199,400	247,400
27	201,000	248,600
28	202,700	249,800
29	204,400	251,000
30	206,100	252,100
31	207,400	253,200
32	209,000	254,300
33	210,600	255,400
34	212,100	256,400
35	213,600	257,400
36	215,200	258,400
37	216,800	259,400
38	218,400	260,400
39	220,000	261,300
40	221,700	262,200
41	223,000	263,100
42	224,300	263,900
43	225,600	264,700
44	226,700	265,500
45	227,800	266,300
46	228,900	267,000
47	230,000	267,800
48	231,100	268,600
49	232,200	269,300
50	233,300	270,000

51	234, 400	270, 800
52	235, 400	271, 600
53	236, 400	272, 300
54	237, 300	273, 000
55	238, 200	273, 800
56	239, 100	274, 600
57	239, 900	275, 300
58	240, 700	276, 000
59	241, 400	276, 700
60	242, 000	277, 400
61	242, 600	278, 100
62	243, 200	278, 800
63	243, 800	279, 500
64	244, 400	280, 200
65	245, 000	280, 900
66	245, 500	281, 500
67	246, 000	282, 200
68	246, 400	282, 800
69	246, 700	283, 500
70	247, 000	284, 100
71	247, 300	284, 800
72	247, 600	285, 400
73	247, 900	286, 100
74	248, 200	286, 700
75	248, 500	287, 400
76	248, 800	288, 000
77	249, 100	288, 500
78	249, 400	289, 000
79	249, 700	289, 600
80	250, 000	290, 100
81	250, 300	290, 700
82	250, 600	291, 200
83	250, 900	291, 700
84	251, 200	292, 300
85	251, 500	292, 900
86	251, 800	293, 400
87	252, 100	293, 900
88	252, 400	294, 300
89	252, 700	294, 600
90	253, 000	294, 800

91	253,300	295,100
92	253,600	295,300
93	253,900	295,600
94		295,800
95		296,000
96		296,300
97		296,500
98		296,800
99		297,100
100		297,400
101		297,700
102		298,000
103		298,300
104		298,600
105		299,000
106		299,200
107		299,400
108		299,700
109		300,100
110		300,300
111		300,600
112		301,000
113		301,400
114		301,600
115		301,900
116		302,200
117		302,500
118		302,700
119		303,000
120		303,300
121		303,600
122		303,800
123		304,200
124		304,600
125		304,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第33条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

(単位：円)

職務の級 号俸	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1		400,300
2	293,700	403,000
3	296,000	405,600
4	298,200	408,100
5	300,300	410,500
6	303,800	412,700
7	307,300	414,800
8	310,700	416,900
9	314,100	419,000
10	317,600	420,500
11	321,000	422,000
12	324,400	423,500
13	327,800	424,900
14	331,300	426,400
15	334,700	427,900
16	338,100	429,300
17	341,500	430,700
18	344,600	432,200
19	347,700	433,700
20	350,800	435,100
21	354,000	436,500
22	357,100	438,000
23	360,200	439,500
24	363,200	440,900
25	366,200	442,300
26	368,500	443,700
27	370,800	445,100
28	373,000	446,500
29	374,900	447,900
30	376,600	449,300
31	378,300	450,700
32	380,100	452,100
33	381,900	453,500
34	383,700	454,900
35	385,300	456,300
36	386,700	457,700

37	388, 100	459, 100
38	389, 600	460, 800
39	391, 100	462, 400
40	392, 600	464, 000
41	394, 100	465, 600
42	394, 800	466, 800
43	395, 400	468, 000
44	396, 100	469, 100
45	397, 000	470, 100
46	397, 600	471, 100
47	398, 200	472, 000
48	398, 800	472, 800
49	399, 400	473, 500
50	399, 900	474, 200
51	400, 400	474, 900
52	400, 900	475, 500
53	401, 400	476, 200
54	401, 800	476, 900
55	402, 200	477, 500
56	402, 600	478, 100
57	403, 000	478, 400
58	403, 400	479, 000
59	403, 800	479, 700
60	404, 200	480, 400
61	404, 600	480, 800
62	405, 000	481, 400
63	405, 400	482, 100
64	405, 800	482, 800
65	406, 100	483, 200
66		483, 800
67		484, 400
68		484, 900
69		485, 400
70		485, 900
71		486, 400
72		486, 900
73		487, 300
74		487, 800
75		488, 200
76		488, 700

77		489,200
78		489,800
79		490,400
80		490,800
81		491,300
82		491,900
83		492,500
84		493,000
85		493,500

備考 この表は、診療所に勤務するフルタイム会計年度任用職員の医師及び歯科医師
で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

（単位：円）

職務の級	１級	２級
号俸	給料月額	給料月額
1	167,900	205,800
2	170,000	207,000
3	172,000	208,300
4	174,100	209,600
5	176,200	210,900
6	178,300	212,100
7	180,300	213,400
8	182,400	214,700
9	184,500	216,000
10	186,600	217,200
11	188,600	218,500
12	190,700	219,800
13	192,800	221,100
14	194,900	222,300
15	196,900	223,600
16	198,900	224,900
17	200,900	226,200
18	202,700	227,400
19	204,500	228,700
20	206,400	230,000
21	208,300	231,300
22	210,400	232,500
23	212,100	233,600
24	214,100	234,600

25	216,300	235,600
26	218,400	236,700
27	220,500	237,900
28	221,600	239,200
29	222,700	240,500
30	223,800	241,800
31	224,900	243,100
32	225,800	244,400
33	226,700	245,600
34	227,600	246,800
35	228,500	248,000
36	229,400	249,200
37	230,300	250,400
38	231,200	251,500
39	232,100	252,400
40	233,000	253,200
41	233,900	254,000
42	234,800	254,800
43	235,600	255,600
44	236,400	256,400
45	237,200	257,200
46	238,000	258,000
47	238,800	258,800
48	239,600	259,600
49	240,400	260,400
50	241,200	261,200
51	241,800	262,000
52	242,400	262,700
53	243,000	263,500
54	243,500	264,400
55	244,000	265,200
56	244,600	266,000
57	245,100	266,800
58	245,500	267,600
59	245,900	268,400
60	246,400	269,200
61	246,900	270,000
62	247,400	270,700
63	247,700	271,500
64	248,000	272,300

65	248,300	273,100
66	248,600	273,800
67	248,900	274,600
68	249,200	275,300
69	249,500	276,000
70	249,800	276,700
71	250,100	277,400
72	250,400	278,100
73	250,700	278,800
74	251,000	279,500
75	251,300	280,200
76	251,600	280,900
77	251,900	281,500
78	252,200	282,100
79	252,500	282,800
80	252,800	283,500
81	253,100	284,100
82	253,300	284,700
83	253,500	285,400
84	253,800	286,100
85	254,100	286,700
86		287,300
87		288,000
88		288,700
89		289,300
90		289,900
91		290,400
92		290,800
93		291,200
94		291,600
95		291,900
96		292,200
97		292,500
98		292,800
99		293,100
100		293,400
101		293,700
102		293,900
103		294,100
104		294,300

105		294,500
-----	--	---------

備考 この表は、病院、診療所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員の薬剤師、診療放射線技師等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（３）

（単位：円）

職務の級 号俸	１級	２級
	給料月額	給料月額
1	183,500	212,000
2	184,900	214,200
3	186,400	216,400
4	188,300	218,600
5	190,100	220,800
6	191,800	223,000
7	193,500	225,200
8	195,400	227,400
9	197,200	229,600
10	198,900	231,800
11	200,600	234,000
12	202,500	236,200
13	204,300	238,400
14	206,000	240,600
15	207,700	242,800
16	209,600	245,000
17	211,400	247,200
18	213,100	249,400
19	214,800	250,400
20	216,700	251,300
21	218,500	252,200
22	220,200	253,100
23	221,900	254,300
24	223,900	255,400
25	225,800	256,300
26	227,700	257,100
27	229,600	257,800
28	231,600	258,500
29	233,600	259,400
30	235,600	260,500
31	237,600	261,600
32	239,600	262,700

33	241, 700	263, 800
34	243, 700	264, 900
35	245, 600	266, 000
36	246, 800	267, 100
37	248, 000	268, 200
38	249, 100	269, 200
39	250, 200	270, 300
40	251, 100	271, 400
41	252, 000	272, 400
42	252, 900	273, 400
43	253, 700	274, 100
44	254, 500	274, 800
45	255, 200	275, 500
46	255, 900	276, 200
47	256, 700	276, 800
48	257, 500	277, 300
49	258, 300	277, 800
50	259, 000	278, 300
51	259, 700	278, 900
52	260, 600	279, 400
53	261, 500	279, 900
54	262, 300	280, 300
55	263, 100	280, 800
56	264, 000	281, 300
57	264, 800	281, 800
58	265, 600	282, 300
59	266, 400	282, 800
60	267, 100	283, 300
61	267, 800	283, 800
62	268, 400	284, 300
63	269, 000	284, 800
64	269, 500	285, 300
65	270, 000	285, 800
66	270, 400	286, 300
67	270, 800	286, 800
68	271, 300	287, 300
69	271, 800	287, 800
70	272, 200	288, 300
71	272, 600	289, 100
72	273, 000	289, 900

73	273, 400	290, 600
74	273, 800	291, 300
75	274, 200	292, 200
76	274, 600	293, 100
77	275, 000	293, 900
78	275, 400	294, 700
79	275, 800	295, 600
80	276, 200	296, 400
81	276, 600	297, 200
82	277, 000	298, 000
83	277, 400	298, 900
84	277, 900	299, 800
85	278, 400	300, 700
86	278, 800	301, 600
87	279, 200	302, 500
88	279, 800	303, 400
89	280, 400	304, 300
90	280, 900	305, 100
91	281, 400	306, 100
92	282, 000	307, 100
93	282, 600	308, 000
94	283, 100	308, 500
95	283, 600	309, 400
96	284, 100	310, 300
97	284, 600	311, 100
98	285, 100	311, 900
99	285, 600	312, 900
100	286, 100	313, 900
101	286, 600	314, 900
102	287, 100	315, 800
103	287, 600	316, 900
104	288, 100	317, 900
105	288, 600	318, 900
106	289, 100	319, 700
107	289, 600	320, 400
108	290, 200	321, 100
109	290, 800	321, 700
110	291, 400	322, 200
111	292, 000	322, 500
112	292, 500	323, 100

113	293, 000	323, 700
114	293, 500	324, 100
115	294, 000	324, 700
116	294, 500	325, 300
117	295, 000	325, 800
118	295, 400	326, 200
119	295, 800	326, 700
120	296, 300	327, 200
121	296, 800	327, 700
122	297, 100	328, 100
123	297, 300	328, 500
124	297, 600	328, 800
125	297, 800	329, 100
126	298, 100	329, 400
127	298, 400	329, 800
128	298, 600	330, 100
129	298, 900	330, 400
130	299, 100	330, 600
131	299, 400	330, 900
132	299, 700	331, 200
133	300, 000	331, 400
134	300, 300	331, 600
135	300, 600	331, 900
136	301, 000	332, 200
137	301, 300	332, 500
138	301, 600	332, 700
139	301, 800	333, 000
140	302, 000	333, 400
141	302, 300	333, 600
142	302, 700	333, 800
143	302, 900	334, 000
144	303, 200	334, 400
145	303, 600	334, 600
146	304, 000	334, 900
147	304, 200	333, 400
148	304, 500	333, 600
149	304, 800	333, 800
150	305, 100	334, 000
151	305, 300	334, 400
152	305, 600	334, 600

153	305,900	334,900
154	306,200	
155	306,400	
156	306,800	
157	307,200	
158	307,500	
159	307,700	
160	307,900	
161	308,200	
162	308,600	
163	308,800	
164	309,000	
165	309,300	
166	309,600	
167	310,000	
168	310,200	
169	310,200	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員の助産師、看護師及び准看護師で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

教育職給料表

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級
号俸	給料月額	給料月額
1	177,200	194,300
2	178,700	196,700
3	180,300	199,100
4	181,800	201,500
5	183,400	203,900
6	185,300	206,300
7	187,100	208,700
8	189,000	211,100
9	190,900	213,500
10	193,300	215,900
11	195,500	218,300
12	197,700	220,700
13	199,900	223,100
14	202,300	225,500
15	204,500	227,900

16	206, 700	230, 300
17	208, 900	232, 700
18	211, 200	235, 100
19	213, 400	237, 500
20	215, 600	239, 900
21	217, 800	241, 500
22	220, 000	243, 100
23	222, 200	244, 700
24	224, 400	246, 300
25	226, 600	247, 800
26	228, 700	249, 200
27	230, 800	250, 600
28	232, 900	252, 000
29	235, 000	253, 200
30	236, 800	254, 400
31	238, 500	255, 600
32	240, 200	257, 000
33	241, 900	258, 200
34	243, 200	259, 500
35	244, 500	260, 800
36	245, 800	262, 100
37	247, 000	264, 000
38	248, 100	265, 800
39	249, 200	267, 600
40	250, 300	269, 300
41	251, 500	271, 500
42	252, 800	273, 700
43	254, 000	275, 900
44	255, 200	278, 100
45	256, 300	280, 300
46	257, 500	282, 500
47	258, 700	284, 600
48	259, 900	286, 600
49	261, 100	288, 500
50	262, 300	290, 400
51	263, 500	292, 200
52	264, 700	294, 000
53	265, 900	295, 900
54	267, 000	297, 700
55	268, 100	299, 400

56	269, 200	301, 100
57	270, 200	302, 900
58	271, 000	304, 600
59	271, 800	306, 200
60	272, 600	307, 800
61	273, 300	309, 500
62	274, 100	311, 300
63	274, 800	313, 000
64	275, 500	314, 300
65	276, 300	316, 200
66	277, 100	318, 000
67	277, 900	319, 700
68	278, 600	321, 400
69	279, 300	323, 300
70	280, 100	325, 000
71	280, 900	326, 700
72	281, 600	328, 400
73	282, 200	330, 200
74	282, 900	332, 000
75	283, 600	333, 700
76	284, 200	335, 400
77	284, 900	336, 700
78	285, 600	338, 000
79	286, 300	339, 300
80	287, 000	340, 800
81	287, 700	342, 300
82	288, 500	343, 800
83	289, 200	345, 300
84	289, 900	346, 700
85	290, 400	348, 200
86	291, 100	349, 700
87	291, 800	351, 200
88	292, 400	352, 600
89	293, 000	354, 100
90	293, 700	355, 600
91	294, 300	357, 100
92	294, 900	358, 500
93	295, 500	359, 800
94	296, 100	361, 100
95	296, 700	362, 300

96	297,300	363,500
97	297,800	364,700
98	298,300	365,900
99	298,800	367,000
100	299,300	368,100
101	299,700	369,200
102	300,300	370,300
103	300,800	371,400
104	301,300	372,500
105	301,600	373,700
106	302,100	374,800
107	302,600	375,900
108	303,000	376,900
109	303,400	377,900
110	303,900	378,800
111	304,400	379,700
112	304,800	380,500
113	305,200	381,500
114	305,600	382,400
115	306,000	383,300
116	306,300	384,100
117	306,500	385,000
118	306,800	385,900
119	307,100	386,800
120	307,300	387,600
121	307,500	388,600
122	307,700	389,500
123	308,000	390,400
124	308,300	391,000
125	308,500	391,900
126		392,800
127		393,700
128		394,500
129		395,200
130		396,000
131		396,800
132		397,400
133		398,100
134		398,800
135		399,400

136	400,000
137	400,700
138	401,200
139	401,800
140	402,400
141	403,000
142	403,500
143	404,000
144	404,300
145	404,600
146	404,900
147	405,200
148	405,500
149	405,800
150	406,100
151	406,400
152	406,700
153	407,000
154	407,300
155	407,600
156	407,800
157	408,100

備考 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及び教育委員会事務局に勤務するフルタイム会計年度任用職員の教員等で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

福祉職給料表

（単位：円）

職務の級 号俸	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	176,900	225,900
2	178,100	227,500
3	179,300	228,800
4	180,500	230,300
5	181,400	231,900
6	182,900	233,500
7	184,300	234,800
8	185,700	236,300
9	186,800	237,900
10	188,200	239,500

11	189,600	240,800
12	191,300	242,300
13	192,900	243,900
14	194,600	245,500
15	196,300	246,800
16	198,000	248,300
17	199,600	249,900
18	201,300	251,500
19	203,000	252,800
20	204,700	254,300
21	206,300	255,900
22	207,900	257,500
23	209,500	258,800
24	211,100	260,300
25	212,700	261,500
26	214,500	262,600
27	216,300	263,700
28	217,400	264,800
29	218,500	265,900
30	219,700	267,000
31	220,900	268,100
32	222,000	269,200
33	223,100	270,100
34	224,100	271,000
35	225,100	271,800
36	226,100	272,400
37	227,100	273,100
38	228,500	273,900
39	229,800	274,600
40	231,100	275,600
41	232,400	276,500
42	233,700	277,400
43	235,000	278,300
44	236,200	279,300
45	237,400	280,200
46	238,400	281,100
47	239,400	282,000
48	240,400	282,900
49	241,400	283,700
50	242,400	284,600

51	243,300	285,500
52	244,200	286,500
53	245,100	287,500
54	246,000	288,500
55	246,900	289,400
56	247,700	290,300
57	248,500	291,300
58	249,100	292,300
59	249,700	293,200
60	250,300	294,100
61	250,800	295,100
62	251,300	296,100
63	251,800	297,000
64	252,300	297,900
65	252,800	298,800
66	253,400	299,700
67	253,900	300,600
68	254,400	301,400
69	254,800	302,300
70	255,300	303,200
71	255,800	304,000
72	256,300	304,900
73	256,800	305,900
74	257,200	306,900
75	257,600	307,800
76	258,000	308,700
77	258,400	309,700
78	258,800	310,600
79	259,200	311,500
80	259,600	312,400
81	260,000	313,300
82	260,400	314,200
83	260,800	315,000
84	261,200	315,700
85	261,600	316,600
86	262,000	317,400
87	262,400	318,200
88	262,800	319,000
89	263,200	319,500
90	263,600	320,000

91	264, 000	320, 500
92	264, 400	321, 000
93	264, 800	321, 600
94	265, 200	322, 100
95	265, 600	322, 600
96	265, 900	322, 900
97	266, 200	323, 200
98	266, 600	323, 700
99	267, 000	324, 000
100	267, 300	324, 300
101	267, 600	324, 600
102	268, 000	324, 900
103	268, 400	325, 200
104	268, 700	325, 600
105	269, 000	326, 000
106	269, 400	326, 300
107	269, 800	326, 500
108	270, 100	327, 000
109	270, 400	327, 400
110	270, 800	327, 600
111	271, 200	328, 000
112	271, 500	328, 400
113	271, 800	328, 800
114	272, 200	329, 200
115	272, 600	329, 500
116	272, 900	329, 700
117	273, 200	330, 000
118	273, 600	
119	274, 000	
120	274, 300	
121	274, 500	
122	274, 700	
123	275, 000	
124	275, 300	
125	275, 600	
126	275, 900	
127	276, 200	
128	276, 400	
129	276, 700	
130	277, 000	

131	277,300	
132	277,700	
133	278,000	
134	278,300	
135	278,600	
136	279,000	
137	279,200	
138	279,400	
139	279,800	
140	280,100	
141	280,300	
142	280,600	
143	281,000	
144	281,400	
145	281,600	
146	282,000	
147	282,400	
148	282,700	
149	282,900	
150	283,200	
151	283,600	
152	283,900	
153	284,100	

備考 この表は、病院等に勤務し、介護等の業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

幼児教育職給料表

（単位：円）

職務の級 号俸	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	176,900	225,900
2	178,100	227,500
3	179,300	228,800
4	180,500	230,300
5	181,400	231,900
6	182,900	233,500
7	184,300	234,800
8	185,700	236,300
9	186,800	237,900

10	188,200	239,500
11	189,600	240,800
12	191,300	242,300
13	192,900	243,900
14	194,600	245,500
15	196,300	246,800
16	198,000	248,300
17	199,600	249,900
18	201,300	251,500
19	203,000	252,800
20	204,700	254,300
21	206,300	255,900
22	207,900	257,500
23	209,500	258,800
24	211,100	260,300
25	212,700	261,500
26	214,500	262,600
27	216,300	263,700
28	217,400	264,800
29	218,500	265,900
30	219,700	267,000
31	220,900	268,100
32	222,000	269,200
33	223,100	270,100
34	224,100	271,000
35	225,100	271,800
36	226,100	272,400
37	227,100	273,100
38	228,500	273,900
39	229,800	274,600
40	231,100	275,600
41	232,400	276,500
42	233,700	277,400
43	235,000	278,300
44	236,200	279,300
45	237,400	280,200
46	238,400	281,100
47	239,400	282,000
48	240,400	282,900
49	241,400	283,700

50	242, 400	284, 600
51	243, 300	285, 500
52	244, 200	286, 500
53	245, 100	287, 500
54	246, 000	288, 500
55	246, 900	289, 400
56	247, 700	290, 300
57	248, 500	291, 300
58	249, 100	292, 300
59	249, 700	293, 200
60	250, 300	294, 100
61	250, 800	295, 100
62	251, 300	296, 100
63	251, 800	297, 000
64	252, 300	297, 900
65	252, 800	298, 800
66	253, 400	299, 700
67	253, 900	300, 600
68	254, 400	301, 400
69	254, 800	302, 300
70	255, 300	303, 200
71	255, 800	304, 000
72	256, 300	304, 900
73	256, 800	305, 900
74	257, 200	306, 900
75	257, 600	307, 800
76	258, 000	308, 700
77	258, 400	309, 700
78	258, 800	310, 600
79	259, 200	311, 500
80	259, 600	312, 400
81	260, 000	313, 300
82	260, 400	314, 200
83	260, 800	315, 000
84	261, 200	315, 700
85	261, 600	316, 600
86	262, 000	317, 400
87	262, 400	318, 200
88	262, 800	319, 000
89	263, 200	319, 500

90	263, 600	320, 000
91	264, 000	320, 500
92	264, 400	321, 000
93	264, 800	321, 600
94	265, 200	322, 100
95	265, 600	322, 600
96	265, 900	322, 900
97	266, 200	323, 200
98	266, 600	323, 700
99	267, 000	324, 000
100	267, 300	324, 300
101	267, 600	324, 600
102	268, 000	324, 900
103	268, 400	325, 200
104	268, 700	325, 600
105	269, 000	326, 000
106	269, 400	326, 300
107	269, 800	326, 500
108	270, 100	327, 000
109	270, 400	327, 400
110	270, 800	327, 600
111	271, 200	328, 000
112	271, 500	328, 400
113	271, 800	328, 800
114	272, 200	329, 200
115	272, 600	329, 500
116	272, 900	329, 700
117	273, 200	330, 000
118	273, 600	
119	274, 000	
120	274, 300	
121	274, 500	
122	274, 700	
123	275, 000	
124	275, 300	
125	275, 600	
126	275, 900	
127	276, 200	
128	276, 400	
129	276, 700	

130	277,000
131	277,300
132	277,700
133	278,000
134	278,300
135	278,600
136	279,000
137	279,200
138	279,400
139	279,800
140	280,100
141	280,300
142	280,600
143	281,000
144	281,400
145	281,600
146	282,000
147	282,400
148	282,700
149	282,900
150	283,200
151	283,600
152	283,900
153	284,100

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員の保育士及び幼稚園教諭で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において長浜市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第1項の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表に掲げられているものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところに

より、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する特例)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（次項及び附則第6項において「改正後の給与条例」という。）第7条第2項及び第3項の適用については、同条第2項中

「

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

」

とあるのは

「

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(1)の2 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円、前項第1号の2に該当する扶養親族については3,000円」とする。

(地域手当に関する特例)

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第8条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは「100分の3」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 6 改正後の給与条例第9条第4項及び第9条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧級 旧号俸	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1

12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33

50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		

88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

ア 医療職給料表（１）の適用を受ける職員の新号俸

旧級 旧号俸	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1

10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4

48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	

86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

イ 医療職給料表（２）の適用を受ける職員の新号俸

旧級 旧号俸	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7

24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	

62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			

100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

ウ 医療職給料表（３）の適用を受ける職員の新号俸

旧級 旧号俸	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5

22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	

60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			

98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

教育職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧級 旧号俸	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1

8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	

46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	

84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

福祉職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧級 旧号俸	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	2	1	1
12	8	8	4	3	1	1
13	9	9	5	4	1	1
14	10	10	6	5	2	1
15	11	11	7	6	3	1
16	12	12	8	7	4	1
17	13	13	9	8	5	1
18	14	14	10	9	6	2
19	15	15	11	10	7	3
20	16	16	12	11	8	4
21	17	17	13	12	9	5
22	18	18	14	13	10	6
23	19	19	15	14	11	7
24	20	20	16	15	12	8
25	21	21	17	16	13	9

26	22	22	18	17	14	10
27	23	23	19	18	15	11
28	24	24	20	19	16	12
29	25	25	21	20	17	13
30	26	26	22	21	18	14
31	27	27	23	22	19	15
32	28	28	24	23	20	16
33	29	29	25	24	21	17
34	30	30	26	25	22	18
35	31	31	27	26	23	19
36	32	32	28	27	24	20
37	33	33	29	28	25	21
38	34	34	30	29	26	22
39	35	35	31	30	27	23
40	36	36	32	31	28	24
41	37	37	33	32	29	25
42	38	38	34	33	30	26
43	39	39	35	34	31	27
44	40	40	36	35	32	28
45	41	41	37	36	33	29
46	42	42	38	37	34	30
47	43	43	39	38	35	31
48	44	44	40	39	36	32
49	45	45	41	40	37	33
50	46	46	42	41	38	34
51	47	47	43	42	39	35
52	48	48	44	43	40	36
53	49	49	45	44	41	37
54	50	50	46	45	42	38
55	51	51	47	46	43	39
56	52	52	48	47	44	40
57	53	53	49	48	45	41
58	54	54	50	49	46	42
59	55	55	51	50	47	43
60	56	56	52	51	48	44
61	57	57	53	52	49	45
62	58	58	54	53	50	
63	59	59	55	54	51	

64	60	60	56	55	52	
65	61	61	57	56	53	
66	62	62	58	57	54	
67	63	63	59	58	55	
68	64	64	60	59	56	
69	65	65	61	60	57	
70	66	66	62	61	58	
71	67	67	63	62	59	
72	68	68	64	63	60	
73	69	69	65	64	61	
74	70	70	66	65	62	
75	71	71	67	66	63	
76	72	72	68	67	64	
77	73	73	69	68	65	
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82	78			
87	83	83	79			
88	84	84	80			
89	85	85	81			
90	86	86	82			
91	87	87	83			
92	88	88	84			
93	89	89	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					

102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					

幼児教育職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧級 旧号俸	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	2	1	1
12	8	8	4	3	1	1
13	9	9	5	4	1	1
14	10	10	6	5	2	1
15	11	11	7	6	3	1

16	12	12	8	7	4	1
17	13	13	9	8	5	1
18	14	14	10	9	6	2
19	15	15	11	10	7	3
20	16	16	12	11	8	4
21	17	17	13	12	9	5
22	18	18	14	13	10	6
23	19	19	15	14	11	7
24	20	20	16	15	12	8
25	21	21	17	16	13	9
26	22	22	18	17	14	10
27	23	23	19	18	15	11
28	24	24	20	19	16	12
29	25	25	21	20	17	13
30	26	26	22	21	18	14
31	27	27	23	22	19	15
32	28	28	24	23	20	16
33	29	29	25	24	21	17
34	30	30	26	25	22	18
35	31	31	27	26	23	19
36	32	32	28	27	24	20
37	33	33	29	28	25	21
38	34	34	30	29	26	22
39	35	35	31	30	27	23
40	36	36	32	31	28	24
41	37	37	33	32	29	25
42	38	38	34	33	30	26
43	39	39	35	34	31	27
44	40	40	36	35	32	28
45	41	41	37	36	33	29
46	42	42	38	37	34	30
47	43	43	39	38	35	31
48	44	44	40	39	36	32
49	45	45	41	40	37	33
50	46	46	42	41	38	34
51	47	47	43	42	39	35
52	48	48	44	43	40	36
53	49	49	45	44	41	37

54	50	50	46	45	42	38
55	51	51	47	46	43	39
56	52	52	48	47	44	40
57	53	53	49	48	45	41
58	54	54	50	49	46	42
59	55	55	51	50	47	43
60	56	56	52	51	48	44
61	57	57	53	52	49	45
62	58	58	54	53	50	
63	59	59	55	54	51	
64	60	60	56	55	52	
65	61	61	57	56	53	
66	62	62	58	57	54	
67	63	63	59	58	55	
68	64	64	60	59	56	
69	65	65	61	60	57	
70	66	66	62	61	58	
71	67	67	63	62	59	
72	68	68	64	63	60	
73	69	69	65	64	61	
74	70	70	66	65	62	
75	71	71	67	66	63	
76	72	72	68	67	64	
77	73	73	69	68	65	
78	74	74	70	69	66	
79	75	75	71	70	67	
80	76	76	72	71	68	
81	77	77	73	72	69	
82	78	78	74	73	70	
83	79	79	75	74	71	
84	80	80	76	75	72	
85	81	81	77	76	73	
86	82	82	78	77	74	
87	83	83	79	78	75	
88	84	84	80	79	76	
89	85	85	81	80	77	
90	86	86	82	81	78	
91	87	87	83	82	79	

92	88	88	84	83	80	
93	89	89	85	84	81	
94	90	90	86	85	82	
95	91	91	87	86	83	
96	92	92	88	87	84	
97	93	93	89	88	85	
98	94	94	90	89	86	
99	95	95	91	90	87	
100	96	96	92	91	88	
101	97	97	93	92	89	
102	98	98	94	93	90	
103	99	99	95	94	91	
104	100	100	96	95	92	
105	101	101	97	96	93	
106	102	102	98	97	94	
107	103	103	99	98	95	
108	104	104	100	99	96	
109	105	105	101	100	97	
110	106	106	102	101	98	
111	107	107	103	102	99	
112	108	108	104	103	100	
113	109	109	105	104	101	
114	110	110	106	105	102	
115	111	111	107	106	103	
116	112	112		107	104	
117	113	113		108		
118	114	114		109		
119	115	115		110		
120	116	116		111		
121	117	117		112		
122		118		113		
123		119		114		
124		120		115		
125		121		116		
126		122				
127		123				
128		124				
129		125				

130		126				
131		127				
132		128				
133		129				
134		130				
135		131				
136		132				
137		133				
138		134				
139		135				
140		136				
141		137				
142		138				
143		139				
144		140				
145		141				
146		142				
147		143				
148		144				
149		145				
150		146				
151		147				
152		148				
153		149				

長浜市税条例の一部を改正する条例

長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号中「同法第2条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項」に改める。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号及び附則第16条の4の2第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

長浜市手数料条例の一部を改正する条例

長浜市手数料条例（平成18年長浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

「

17	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請手数料 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定を準用する申出がない場合 イ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定を準用する申出がある場合	16の項アに掲げる場合、建築物の種類及び戸数又は床面積の区分に応じて定める額。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、5,000円 アにより算出される額に、当該認定の申請について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認又は同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知の確認を受けるために納付すべき手数料として別表の3の規定により算定して得られる額を合算した額
----	--	---	--

17 の2	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を求めた場合の審査の手数料	認定を受けた低炭素建築物新築等計画の軽微変更証明の手数料	17の項により算出される額
17 の3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査の手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料	別表アの3の2のとおり
17 の4	建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に対する審査の手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更の手数料	17の3の項により算出される額
18	建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 ア 建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出がない場合 イ 建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出がある場合	別表アの4のとおり アにより算出される額に、当該認定の申請について建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出がなかったとしたな

			らば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認又は同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知の確認を受けるために納付すべき手数料として別表の3の規定により算定して得られる額を合算した額
19	建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料 ア 建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出がない場合 イ 建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出がある場合	18の項アにより算出される額（建築物省エネ法第34条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、4,800円） アにより算出される額に、当該認定の申請について建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認又は同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知の確認を受けるために納付すべき手数料として別表の3の規定により算定して得られる額を合算した額

20	建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	別表アの5のとおり
21	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成27年国土交通省令第5号。以下この表において「建築物省エネ法規則」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を求めた場合の審査の手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微変更証明の手数料	17の3の項により算出される額
22	建築物省エネ法規則第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を求めた場合の審査の手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の軽微変更証明の手数料	18の項により算出される額

を
「

17	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請手数料 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定を準用する申出がない場合 イ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定を	16の項アに掲げる場合、建築物の種類及び戸数又は床面積の区分に応じて定める額 アにより算出される額に、当該認定の申請について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条
----	--	--	--

		準用する申出がある場合	第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認又は同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知の確認を受けるために納付すべき手数料として別表の3の規定により算定して得られる額を合算した額
17 の2	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を求めた場合の審査の手数料	認定を受けた低炭素建築物新築等計画の軽微変更証明の手数料	17の項により算出される額
17 の3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査の手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料	別表アの3の2のとおり
17 の4	建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に対する審査の手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更の手数料	17の3の項により算出される額

18	建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 ア 建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出がない場合 イ 建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出がある場合	別表アの4のとおり アにより算出される額に、当該認定の申請について建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認又は同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知の確認を受けるために納付すべき手数料として別表の3の規定により算定して得られる額を合算した額
19	建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料 ア 建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出がない場合 イ 建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出がある場合	18の項アにより算出される額 アにより算出される額に、当該認定の申請について建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出がなかったとしたな

			らば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認又は同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知の確認を受けるために納付すべき手数料として別表の3の規定により算定して得られる額を合算した額
20	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成27年国土交通省令第5号。以下この表において「建築物省エネ法規則」という。）第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を求めた場合の審査の手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微変更証明の手数料	17の3の項により算出される額
21	建築物省エネ法規則第28条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を求めた場合の審査の手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の軽微変更証明の手数料	18の項により算出される額

」

に改める。

別表アの3の表を次のように改める。

別表アの3 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

区分	手数料の額
(1) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合（標準入力法・主要室入力法の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	244,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	302,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	385,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、32,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	543,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	665,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	783,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、166,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	891,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、206,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,107,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、286,000円）
(2) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合（モデル建物法等の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	96,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	120,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	155,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、32,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	246,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	380,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、166,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	445,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、206,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	574,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、286,000円）
(3) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので一戸建ての住宅である場合（誘導仕様基準及び誘導併用基準以外の評価によるもの）	
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	47,000円（評価書面の添付がなされ

の	たものにあっては、8,700円)
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	50,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、8,700円)
(4) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので一戸建ての住宅である場合（誘導仕様基準の評価によるもの)	
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	25,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、8,700円)
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	26,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、8,700円)
(5) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので一戸建ての住宅である場合（誘導併用基準の評価によるもの)	
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	36,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、8,700円)
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、8,700円)
(6) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので共同住宅又は長屋住宅の場合（誘導仕様基準及び誘導併用基準以外の評価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	82,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、14,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	128,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、24,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、49,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	295,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、85,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	568,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、134,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	994,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、200,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,817,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、301,000円)
(7) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので共同住宅又は	

長屋住宅の場合（誘導仕様基準の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	40,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	64,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	111,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	164,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	294,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、134,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	493,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	859,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円）
(8) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので共同住宅又は長屋住宅の場合（誘導併用基準の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	96,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	160,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	229,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	432,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、134,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	745,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,338,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円）
(9) 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分について（１）又は（２）の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分について（３）、（４）、（５）、（６）、（７）又は（８）

	の区分に応じて定める額を加算した額
(10) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合	4,800円

備考

- 1 この表において標準入力法・主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。）第10条第1号イ（1）及び同号ロ（1）の適合性を評価する方法並びに同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法をいう。
- 2 この表においてモデル建物法等とは、基準省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）の適合性を評価する方法並びに同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法（同号イ（2）及びロ（2）の方法と同等と認められるものに限る。）をいう。
- 3 この表において評価書面とは、次に定めるものをいう。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面（住宅部分の認定に限る。）
 - (2) 建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面
 - (3) 建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるものが認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面
 - (4) その他市長が認める機関が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面
- 4 認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更をする場合（別表の2の17の2の項において算出する場合を含む。）の床面積の合計は、当該計画の変更に係る床面積の合計に2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。
- 5 この表において誘導仕様基準とは、基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準をいう。
- 6 この表において誘導併用基準とは、基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準をいう。

別表アの3の2の表を次のように改める。

別表アの3の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料

区分	手数料の額
(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住	

宅の用途以外の用途に供するもので工場等の用途以外の場合（標準入力法・主要室入力法の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	242, 000円
床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの	300, 000円
床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	383, 000円
床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	541, 000円
床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	663, 000円
床面積の合計が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	781, 000円
床面積の合計が25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの	889, 000円
床面積の合計が50, 000平方メートル以上のもの	1, 105, 000円
(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するもので工場等の用途以外の場合（モデル建物法等の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	94, 000円
床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの	118, 000円
床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	153, 000円
床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	244, 000円
床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	316, 000円
床面積の合計が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	378, 000円
床面積の合計が25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの	443, 000円

床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	572,000円
(3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するもので工場等の用途の場合（標準入力法・主要室入力法の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	34,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	190,000円
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	323,000円
(4) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するもので工場等の用途の場合（標準入力法・主要室入力法以外の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	22,000円
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	29,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	41,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	98,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,000円
床面積の合計が10,000平方メートル以上	182,000円

25,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	224,000円
床面積の合計が50,000平方メートル以上 のもの	311,000円
(5) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので一戸建ての住宅である場合（仕様基準及び併用基準以外の評価によるもの）	
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	44,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円
(6) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので一戸建ての住宅である場合（仕様基準の評価によるもの）	
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	23,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	24,000円
(7) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので一戸建ての住宅である場合（併用基準の評価によるもの）	
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	36,000円
(8) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので共同住宅又は長屋住宅の場合（仕様基準及び併用基準以外の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	80,000円

床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	126,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	207,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	293,000円
床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	566,000円
床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	992,000円
床面積の合計が50,000平方メートル以上 のもの	1,815,000円
(9) 建築物エネルギー消費性能適合性判 定を受けようとする建築物の全部が住 宅の用途に供するもので共同住宅又は 長屋住宅の場合（仕様基準の評価によ るもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満の もの	38,000円
床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	62,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	109,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	162,000円
床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	292,000円
床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	491,000円
床面積の合計が50,000平方メートル以上 のもの	857,000円
(10) 建築物エネルギー消費性能適合性 判定を受けようとする建築物の全部が 住宅の用途に供するもので共同住宅又 は長屋住宅の場合（併用基準の評価に よるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満の もの	59,000円
床面積の合計が300平方メートル以上	94,000円

2,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	158,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	227,000円
床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	430,000円
床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	743,000円
床面積の合計が50,000平方メートル以上 のもの	1,336,000円
(11) 建築物エネルギー消費性能適合性 判定を受けようとする建築物の一部が 住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分に ついて（１）、（２）、（３）又は （４）の区分に応じて定める額に、住 宅の用途に供する部分について次に掲 げる区分に応じて定める額を加算した 額
ア 一戸建ての住宅である場合（仕様基 準及び併用基準以外の評価によるも の）	
床面積の合計が200平方メートル未満の もの	44,000円（評価書面の添付がなされた ものにあっては、6,600円）
床面積の合計が200平方メートル以上の もの	48,000円（評価書面の添付がなされた ものにあっては、6,600円）
イ 一戸建ての住宅である場合（仕様基 準の評価によるもの）	
床面積の合計が200平方メートル未満の もの	23,000円（評価書面の添付がなされた ものにあっては、6,600円）
床面積の合計が200平方メートル以上の もの	24,000円（評価書面の添付がなされた ものにあっては、6,600円）
ウ 一戸建ての住宅である場合（併用基 準の評価によるもの）	
床面積の合計が200平方メートル未満の もの	34,000円（評価書面の添付がなされた ものにあっては、6,600円）
床面積の合計が200平方メートル以上の もの	36,000円（評価書面の添付がなされた ものにあっては、6,600円）
エ 共同住宅又は長屋住宅の場合（仕様 基準及び併用基準以外の評価によるも の）	

床面積の合計が300平方メートル未満のもの	80,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、11,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、22,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	207,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、47,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、83,000円）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、132,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、198,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,815,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、299,000円）
オ 共同住宅又は長屋住宅の場合（仕様基準の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、11,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、22,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、47,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、83,000円）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、132,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、198,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	857,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、299,000円）
カ 共同住宅又は長屋住宅の場合（併用基準の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、11,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、22,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、47,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上	227,000円（評価書面の添付がなされた

10,000平方メートル未満のもの	ものにあつては、83,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	430,000円（評価書面の添付がなされた ものにあつては、132,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	743,000円（評価書面の添付がなされた ものにあつては、198,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上 のもの	1,336,000円（評価書面の添付がなされ たものにあつては、299,000円)

備考

- この表において工場等とは、工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- この表において標準入力法・主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの適合性を評価する方法及び同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法をいう。
- この表においてモデル建物法等とは、基準省令第1条第1項第1号ロの適合性を評価する方法及び同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法（同号ロの方法と同等と認められるものに限る。）をいう。
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の区分に定める面積について算定する。
 - 建築物を新築、増築又は改築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築物の床面積（建築物を増築又は改築する場合は、当該増築又は改築をする部分の床面積）
 - 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をする場合 当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- この表において仕様基準とは、基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ（2）に掲げる基準）をいう。
- この表において併用基準とは、基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準をいう。
- 別表の2の20の項において、別表の2の17の3の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。
- この表において評価書面とは、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、建築物省エネ法第11条第1項又は第12項第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同法第11条第2項又は第12

条第3項の規定に基づく変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る住戸又は建築物の全部について、同法第10条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面とする。

別表アの4の表を次のように改める。

別表アの4 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料

区分	手数料の額
(1) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合（標準入力法・主要室入力法の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	242,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、19,000円）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	383,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	541,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	663,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	781,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、164,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	889,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、204,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,105,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、284,000円）
(2) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合（モデル建物法等の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	118,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、19,000円）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	153,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	244,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上	316,000円（評価書面の添付がなされ

10,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、130,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	378,000円（評価書面の添付がなされ たものにあっては、164,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	443,000円（評価書面の添付がなされ たものにあっては、204,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上の もの	572,000円（評価書面の添付がなされ たものにあっては、284,000円)
(3) 認定を受けようとする建築物の全部が 住宅の用途に供するもので一戸建ての住 宅である場合（誘導仕様基準及び誘導併 用基準以外の評価によるもの)	
床面積の合計が200平方メートル未満のも の	44,000円（評価書面の添付がなされ たものにあっては、6,600円)
床面積の合計が200平方メートル以上のも の	48,000円（評価書面の添付がなされ たものにあっては、6,600円)
(4) 認定を受けようとする建築物の全部が 住宅の用途に供するもので一戸建ての住 宅である場合（誘導仕様基準の評価によ るもの)	
床面積の合計が200平方メートル未満のも の	23,000円（評価書面の添付がなされ たものにあっては、6,600円)
床面積の合計が200平方メートル以上のも の	24,000円（評価書面の添付がなされ たものにあっては、6,600円)
(5) 認定を受けようとする建築物の全部が 住宅の用途に供するもので一戸建ての住 宅である場合（誘導併用基準の評価によ るもの)	
床面積の合計が200平方メートル未満のも の	34,000円（評価書面の添付がなされ たものにあっては、6,600円)
床面積の合計が200平方メートル以上のも の	36,000円（評価書面の添付がなされ たものにあっては、6,600円)
(6) 認定を受けようとする建築物の全部が 住宅の用途に供するもので共同住宅又は 長屋住宅の場合（誘導仕様基準及び誘導 併用基準以外の評価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満のも の	80,000円（評価書面の添付がなされ たものにあっては、11,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	126,000円（評価書面の添付がなされ たものにあっては、22,000円)

床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	207,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、47,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、83,000円）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、132,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、198,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,815,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、299,000円）
(7) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので共同住宅又は長屋住宅の場合（誘導仕様基準の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、11,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、22,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、47,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、83,000円）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、132,000円）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、198,000円）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	857,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、299,000円）
(8) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので共同住宅又は長屋住宅の場合（誘導併用基準の評価によるもの）	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、11,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、22,000円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円（評価書面の添付がなされたものにあっては、47,000円）
床面積の合計が5,000平方メートル以上	227,000円（評価書面の添付がなされ

10,000平方メートル未満のもの	たものにあつては、83,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	430,000円（評価書面の添付がなされ たものにあつては、132,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	743,000円（評価書面の添付がなされ たものにあつては、198,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上の もの	1,336,000円（評価書面の添付がなされ たものにあつては、299,000円)
(9) 認定を受けようとする建築物の一部が 住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分 について（１）又は（２）の区分に 応じて定める額に、住宅の用途に供 する部分について（３）、（４）、 （５）、（６）、（７）又は（８） の区分に応じて定める額を加算した 額
(10) 建築物省エネ法第２９条第２項第３ 号に掲げる事項のみを変更する場合	4,800円

備考

- 1 この表において標準入力法・主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第１０条第１号イ（１）及び同号ロ（１）の適合性を評価する方法並びに同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法をいう。
- 2 この表においてモデル建物法等とは、基準省令第１０条第１号イ（２）及び同号ロ（２）の適合性を評価する方法並びに同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法（同号イ（２）及びロ（２）の方法と同等と認められるものに限る。）をいう。
- 3 この表において評価書面とは、次に定めるものをいう。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面（住宅部分の認定に限る。）
 - (2) 建築物省エネ法第１４条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面
 - (3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面
 - (4) その他市長が認める機関が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面
- 4 別表の２の１９の項ア（別表の２の２１の項において算定する場合を含む。）の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（別表の２の２１の項においては、軽微な変更）に係る部分の床面

積の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。

5 この表において誘導仕様基準とは、基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準をいう。

6 この表において誘導併用基準とは、基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準をいう。

別表アの5の表を削る。

別表の3の表を次のように改める。

3 許可、認定、審査、検査、承認等に係る手数料（建築基準法に基づくものに限る。）

事務の根拠法令		手数料の名称	手数料の額
1	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査	建築物に関する確認申請又は計画通知審査手数料	別表イのとおり
2	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査	建築設備に関する確認申請又は計画通知審査手数料 ア 建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） イ 確認を受け、又は適合すると認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	一の建築設備につき 27,000円 （小荷物専用昇降機については、12,000円） 17,000円 （小荷物専用昇降機については、6,900円）

3	建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査	工作物に関する確認申請又は計画通知審査手数料 ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） イ 確認を受け、又は適合すると認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	一の工作物につき 25,000円 16,000円
4	7の項に規定する建築物以外の建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	建築物に関する完了検査申請又は完了通知審査手数料	別表オのとおり
5	8の項に規定する昇降機以外の建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	建築設備に関する完了検査申請又は完了通知審査手数料	一の建築設備につき 32,000円 （小荷物専用昇降機については、18,000円）

6	建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	工作物に関する完了検査申請又は完了通知審査手数料	一の工作物につき 27,000円
7	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	特定工程に係る建築物に関する完了検査申請又は完了通知審査手数料	別表カのとおり
8	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する同法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	特定工程に係る昇降機に関する完了検査申請又は完了通知審査手数料	一の昇降機につき 30,000円 (小荷物専用昇降機については、 18,000円)
9	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	建築物に関する中間検査申請又は特定工程に係る工事を終えた旨の通知審査手数料	別表キのとおり

10	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	建築設備に関する中間検査申請又は特定工程に係る工事を終えた旨の通知審査手数料	一の建築設備につき 28,000円 (小荷物専用昇降機については、17,000円)
11	建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	工作物に関する中間検査申請又は特定工程に係る工事を終えた旨の通知審査手数料	一の工作物につき 20,000円
12	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	130,000円
12の2	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料	32,000円
13	建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	37,000円

1 4	建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	37,000円
1 5	建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	32,000円
1 6	建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	160,000円
1 7	建築基準法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	160,000円
1 8	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（同法第87条第4項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	170,000円 （建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合には100,000円、同項第2号に該当する場合には140,000円）
1 9	建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	160,000円

19 の 2	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する認定の申請に関する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	32,000円
20	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
20 の 2	建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の特例に係る許可申請手数料	37,000円
21	建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	37,000円
22	建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	160,000円
23	建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	32,000円
24	建築基準法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	160,000円
24 の 2	地域再生法（平成17年法律第24号）の規定により読み替えて適用される法第55条第4項第2号の規定に基づく建築物の高さ	地域再生法により読み替えて適用される建築物の高さの認定申	32,000円

	に関する特例の認定の申請に対する審査	請手数料	
25	建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
26	建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	32,000円
26の2	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの最高限度に関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円
27	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
28	建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000円
29	建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円

30	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の容積率、建蔽率、又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	32,000円
31	建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000円
31 の 2	建築基準法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区の区域における建築物の用途地域等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	32,000円
32	建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区別して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	32,000円

3 2 の 2	建築基準法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率に関する特例認定申請手数料	32,000円
3 3	建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用と都市機能の更新とを図る都市計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
3 4	建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	32,000円
3 5	建築基準法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	32,000円

36	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の建蔽率に関する特例に係る認定申請手数料	32,000円
37	建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
38	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	140,000円
38 の 2	建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等で1年を超えて使用する場合の建築許可申請手数料	160,000円
39	建築基準法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては85,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては85,000円に2を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額
40	建築基準法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物（建築等を行わない既存建築物を除く。以下この項及び42の項において同じ。）の数が1である場合にあっては

			85,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては85,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額
4 1	建築基準法第86条第3項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空 地 を 有し、かつ、一定規模以上の面積の一団地で総合的設計による建築物の特例及び建築物の容積率、高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては220,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては220,000円に2を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額
4 2	建築基準法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空 地 を 有し、かつ、一定規模以上の面積の一団の土地の区域で既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物の特例及び建築物の容積率、高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1である場合にあっては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては220,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額
4 3	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の認定の申請に対する審査	建築物の認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物の増築等を行う建築物に限る。以下この項及び44の項にお

			いて同じ。) の数が 1 である場合にあっては 85,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 85,000 円に 1 を超える建築物の数に 26,000 円を乗じて得た額を加算した額
4 4	建築基準法第 8 6 条の 2 第 2 項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地进行を有する建築物の特例及び建築物の容積率、高さの特例許可申請手数料	建築物の数が 1 である場合にあっては 220,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 26,000 円を乗じて得た額を加算した額
4 5	建築基準法第 8 6 条の 2 第 3 項の規定に基づく建築物の許可の申請に対する審査	建築物の許可申請手数料	建築物（一敷地内許可建築物以外の新築又は一敷地内許可建築物の増築等を行う建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が 1 である場合にあっては 220,000 円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 26,000 円を乗じて得た額を加算した額

4 6	建築基準法第 8 6 条の 5 第 1 項の規定に基づく 1 又は 2 以上の建築物の認定若しくは許可の取消しの申請に対する審査	1 又は 2 以上の建築物の認定若しくは許可の取消申請手数料	7,000 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額
4 7	建築基準法第 8 6 条の 6 第 2 項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	32,000 円
4 8	建築基準法第 8 6 条の 8 第 1 項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画に関する認定手数料	32,000 円
4 9	建築基準法第 8 6 条の 8 第 3 項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更に関する認定手数料	32,000 円
5 0	建築基準法第 8 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の全体計画に関する認定手数料	32,000 円

		料	
5 1	建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更に関する認定手数料	32,000円
5 2	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく一時的に他の用途での使用の許可の申請に対する審査	一時的に他の用途での使用に関する許可申請手数料	140,000円
5 3	建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく一時的に他の用途での使用の許可の申請に対する審査	一時的に他の用途での使用で1年を超える場合に関する許可申請手数料	160,000円
5 4	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第131条の2第2項又は第3項の規定に基づく前面道路に係る認定の申請に対する審査	前面道路とみなす道路等とする場合に関する認定申請手数料	32,000円
5 5	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	接道義務の既存不適格認定申請手数料	32,000円
5 6	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	道路内建築制限の既存不適格認定申請手数料	32,000円

5 7	建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 6 第 2 号の移転の認定の申請 に対する審査	移転認定申請手 数料	32, 000円
-----	--	---------------	----------

別表イの表を次のように改める。

別表イ 建築物に関する確認申請手数料

床面積の合計	手数料の額
(1) (2) に掲げる場合以外の場合	
30平方メートル以内のもの	18, 000円 (構造計算書の添付を要しないものに あつては、17, 000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル 以内のもの	27, 000円 (構造計算書の添付を要しないものに あつては、26, 000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル 以内のもの	41, 000円 (構造計算書の添付を要しないものに あつては、37, 000円)
200平方メートルを超え、300平方メートル 以内のもの	46, 000円 (構造計算書の添付を要しないもの にあつては、40, 000円)
300平方メートルを超え、500平方メートル 以内のもの	55, 000円
500平方メートルを超え、1, 000平方メートル 以内のもの	96, 000円
1, 000平方メートルを超え、2, 000平方メートル 以内のもの	150, 000円
2, 000平方メートルを超え、5, 000平方メートル 以内のもの	240, 000円
5, 000平方メートルを超え、10, 000平方メートル 以内のもの	300, 000円
10, 000 平方メートルを超え、50, 000 平方 メートル以内のもの	470, 000円
50, 000平方メートルを超えるもの	790, 000円
(2) 当該申請又は通知（建築物省エネ法 第 1 1 条第 6 項に規定する適合判定通 知書又はその写しの提出がないものに 限る。）に係る建築物の建築が、同法 第 1 1 条第 1 項ただし書の国土交通省 令で定める特定建築行為（建築物省エ	(1) に掲げる床面積の合計の区分に 応じて定める額に、次のア又はイに掲 げる当該申請又は通知に係る建築物の 床面積の合計の区分に応じて、それぞ れ当該ア又はイに定める額を加算した 額

ネ法規則第2条第1項第1号に掲げる特定建築行為に限る。)又は同法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為(同号に掲げる特定建築行為に限る。)である場合	
ア 一戸建ての住宅	加算する額
200平方メートル未満のもの	16,000円
200平方メートル以上のもの	17,000円
イ 共同住宅又は長屋住宅	加算する額
300平方メートル未満のもの	27,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	62,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	79,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	293,000円
50,000平方メートル以上のもの	558,000円

備考

- 1 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更(以下「計画の変更」という。)をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - (4) 計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物が2以上ある場合における(2)の項の規定の適用については、(2)の項中「次の」とあるのは「当該申請又は通

知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。

別表オの表を次のように改める。

別表オ 建築物に関する完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
(1) (2)に掲げる場合以外の場合	
30平方メートル以内のもの	19,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	29,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	36,000円
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	39,000円
300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	47,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	66,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	85,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	150,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	190,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	290,000円
50,000平方メートルを超えるもの	560,000円
(2) 当該申請又は通知に係る建築物が建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合	(1)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、次のアからエまでに掲げる当該申請又は通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じて、それぞれ当該アからエまでに定める額を加算した額
ア 当該申請又は通知に係る建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合の床面積の合計	加算する額
300平方メートル未満のもの	9,400円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル	27,000円

未満のもの	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	201,000円
50,000平方メートル以上	282,000円
イ 当該申請又は通知に係る建築物の全部が住宅の用途に供するもので一戸建ての住宅の場合の床面積の合計	加算する額
すべてのもの	4,700円
ウ 当該申請又は通知に係る建築物の全部が住宅の用途に供するもので共同住宅又は長屋住宅の場合の床面積の合計	加算する額
300平方メートル未満のもの	9,400円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	81,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	129,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	196,000円
50,000平方メートル以上のもの	297,000円
エ 当該申請又は通知に係る建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	加算する額
	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分についてイ又はウに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額を加算した額

備考

- 1 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当

該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

- 2 建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物が2以上ある場合における(2)の項の規定の適用については、(2)の項中「次の」とあるのは「当該申請又は通知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。

- 3 (2)の項の床面積の合計は、建築物の増築又は改築をする場合において、当該増築又は改築をする部分の床面積について算定する。

別表カの表を次のように改める。

別表カ 特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
(1) (2)に掲げる場合以外の場合	
30平方メートル以内のもの	16,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	25,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	30,000円
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	35,000円
300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	43,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	62,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	79,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	140,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	180,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	280,000円
50,000平方メートルを超えるもの	550,000円
(2) 当該申請又は通知に係る建築物が建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合	(1)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、次のアからエまでに掲げる当該申請又は通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じて、それぞれ当該アからエまでに

	定める額を加算した額
ア 当該申請又は通知に係る建築物の全部 が住宅の用途以外の用途に供するものである 場合の床面積の合計	加算する額
300平方メートル未満のもの	9,400円
300平方メートル以上1,000平方メートル未 満のもの	16,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル 未満のもの	27,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル 未満のもの	81,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル 未満のもの	127,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メー トル未満のもの	161,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メー トル未満のもの	201,000円
50,000平方メートル以上	282,000円
イ 当該申請又は通知に係る建築物の全部 が住宅の用途に供するもので一戸建ての 住宅の場合の床面積の合計	加算する額
すべてのもの	4,700円
ウ 当該申請又は通知に係る建築物の全部 が住宅の用途に供するもので共同住宅又 は長屋住宅の場合の床面積の合計	加算する額
300平方メートル未満のもの	9,400円
300平方メートル以上2,000平方メートル未 満のもの	20,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル 未満のもの	45,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル 未満のもの	81,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メー トル未満のもの	129,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メー トル未満のもの	196,000円
50,000平方メートル以上のもの	297,000円
エ 当該申請又は通知に係る建築物の一部 が住宅の用途に供するものである場合	加算する額

	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分についてイ又はウに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額を加算した額
--	--

備考

- 1 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 2 建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物が2以上ある場合における（2）の項の規定の適用については、（2）の項中「次の」とあるのは「当該申請又は通知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。
- 3 （2）の項の床面積の合計は、建築物の増築又は改築をする場合において、当該増築又は改築をする部分の床面積について算定する。

別表キの表を次のように改める。

別表キ 建築物に関する中間検査申請手数料

中間検査を行う床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	16,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	24,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	33,000円
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	35,000円
300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	41,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	60,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	77,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	130,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	170,000円

10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	270,000円
50,000平方メートルを超えるもの	490,000円

別表の 5 の表を次のように改める。

- 5 審査、検査等に係る手数料（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づくものに限る。）

事務の根拠法令	手数料の名称	手数料の額
宅地造成及び特定盛土等規制法第 18 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査の申請に対する審査手数料	(1) 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000平方メートル以内のもの 4,000円
		(2) 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 6,000円
		(3) 盛土又は切土をする土地の面積が 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 12,000円
		(4) 盛土又は切土をする土地の面積が 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 24,000円
		(5) 盛土又は切土をする土地の面積が 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 42,000円
		(6) 盛土又は切土をする土地の面積が 100,000平方メートルを超えるもの 60,000円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- この条例の施行の日前に、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第 8 条第 1 項の規定に基づく許可をした工事に係る変更許可の申請に対する審査手数料については、なお従前の例による。

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長浜市国民健康保険条例（平成18年長浜市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第22条中「65万円」を「66万円」に改める。

第22条の10中「24万円」を「26万円」に改める。

第32条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第32条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（保険料に関する経過措置）

2 この条例による改正後の第6章の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部を改正する
条例

長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例（平成18年長浜市条例
第121号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改める。

第4条第2号中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後4時
45分まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表八条地区農業集落排水処理施設の項、泉国友郷地区農業集落排水処理施設の項、山本地区農業集落排水処理施設の項及び丁野・二俣地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

長浜市市営住宅条例（平成18年長浜市条例第158号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

団地名	所在地
北新団地	神照町860番地24
新庄寺団地	新庄寺町167番地1ほか
八幡中山団地	八幡中山町422番地2
日の出団地	新栄町611番地
千草西団地	千草町311番地5ほか
千草東団地	東上坂町1205番地1ほか
常喜団地	常喜町300番地22
桜町第1団地	桜町321番地4
桜町第2団地	酢355番地2
桜町第3団地	桜町306番地1ほか
新旭町第1団地	新旭町158番地
新旭町第2団地	新旭町240番地
新旭町第4団地	新旭町267番地
西大井町団地	西大井町44番地ほか
柿ノ木団地	柿ノ木6番地ほか
長田町団地	長田町116番地40ほか
東柳野団地	高月町東柳野329番地1
栄町団地	木之本町木之本1756番地4ほか
宇根本団地	木之本町廣瀬332番地1ほか

城ヶ端団地	木之本町田部 4 7 1 番地 1 ほか
横田団地	木之本町木之本 4 8 1 番地 2
高田団地	余呉町中之郷 1 5 4 0 番地

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

長浜市消防団員等公務災害補償条例（平成18年長浜市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中

「

12, 500円	13, 350円	14, 200円
10, 800円	11, 650円	12, 500円
9, 100円	9, 950円	10, 800円

」

を

「

12, 900円	13, 700円	14, 500円
11, 300円	12, 100円	12, 900円
9, 700円	10, 500円	11, 300円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた長浜市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例（平成18年長浜市条例第177号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000 円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000 円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団 長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及 び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

ふるさと長浜寄附条例の一部を改正する条例

ふるさと長浜寄附条例（平成20年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) こども若者が活躍する機会・場所・仕組みを創出する事業

第5条第1項各号を次のように改める。

(1) 第2条第1号の事業 長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金

(2) 第2条第2号の事業 長浜市子ども未来教育基金

(3) 第2条第3号の事業 長浜市地域福祉基金

(4) 第2条第4号及び第5号の事業 長浜市環境と社会経済の好循環創造基金

(5) 第2条第6号の事業 長浜市文化芸術振興基金

(6) 第2条第7号の事業 協働でつくる長浜まちづくり基金

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金条例の一部改正）

2 長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金条例（平成27年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 予算で定める額

(2) 寄附金

長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

(長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年長浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第9条第1号中「通勤のため交通機関」の次に「又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）」を、「運賃」の次に「又は料金（以下この条において「運賃等」という。）」を加え、「（交通機関）」を「（交通機関等）」に、「交通機関を利用しない」を「交通機関等を利用しない」に改め、同条第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に改める。

第20条第1項中「第5条、第6条及び第8条」を「第5条及び第6条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第8条の規定は、地方公務員法第22条の5第1項又は第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「第5条、第6条及び第8条」を「第5条及び第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中第6条第2項及び第7条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」の次に「、第5条」を加える。

第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「特定任期付企業職員に対する」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 病院事業職員給与条例第6条、第8条及び第19条の規定は、企業職員である任期付短時間勤務職員には適用しない。

第8条を第9条とする。

第7条の見出し中「特定任期付職員に対する」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 給与条例第6条の4、第7条及び第8条の3の規定は、任期付短時間勤務職員（企業職員を除く。）には、適用しない。

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）」を「企業職員」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第2条及び第3条」を「第2条から第4条まで」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「前条第1項第1号」を「第3条第1項第1号」に、「事情により前条の規定」を「事情により同条の規定」に改め、「職員」の次に「及び前条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を、「場合で」の次に「第3条又は」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）にあっては、これらに相当する承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長浜市条例第30号）第15

条の規定による家庭支援休暇の承認

- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 2 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「採用された職員」の次に「及び長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

（長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 3 長浜市職員の育児休業等に関する条例（平成18年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）

第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第2条の3第2号中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第15条第2号中「同じ。）を」を「「育児休業法第18条第1項の短時間勤務職員」という。）を育児休業法第18条第1項の」に改める。

第17条の表第9条第2項第2号の項を削る。

第19条の見出し中「育児短時間勤務に伴う」を「育児休業法第18条第1項の」に改め、同条中「規定は、」の次に「育児休業法第18条第1項の」を加える。

第20条（見出しを含む。）中「育児短時間勤務に伴う」を「育児休業法第18条第1項の」に改め、同条の表第9条第2項第2号の項を削り、同表第16条の4第1項の項中「から第8条まで及び第8条の3」を「及び第7条」に改め、「、第8条」を削る。

第21条第2号及び第22条第1項中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

（長浜市職員の給与に関する条例の一部改正）

- 4 長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 10 長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般職任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額、前条及び第1項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第9条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間」を「支給単位期間」に改める。

第12条第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び一般職任期付短時間勤務職員」を加える。

（長浜市職員退職手当条例の一部改正）

- 5 長浜市職員退職手当条例（平成18年長浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「職員」の次に「及び長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）第5条に規定する任期付短時間勤務職員」を加える。

長浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例

長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部長浜市地域経営改革会議の項を削り、同部長浜市市民活動団体支援事業審査会の項中「長浜市市民活動団体支援事業審査会」を「長浜市市民協働事業審査会」に、「市民活動団体支援事業等」を「市民協働事業」に改め、同部長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会の項中「長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会」を「長浜市要保護児童並びにDV被害者及び困難女性支援対策地域協議会」に改め、「定める被害者」の次に「及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に定める困難な問題を抱える女性」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長浜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長浜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年長浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に、「以下同じ」を「以下「協議会」という」に改める。

第3条第2項中「前項の」を「第1項の」に、「地域包括支援センター運営協議会」を「協議会」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項及び同表おおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号又は第3号」を「同項第2号又は第3号」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員に応じ、当該各号に定める員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターが同項に規定する基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 前2項の場合において、常勤の職員の員数は、協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成29年長浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「4, 7 5 3. 9ヘクタール」を「5, 0 2 6. 9ヘクタール」に改め、同条第4項中「1 0 万 6, 8 3 0人」を「1 0 万 5, 4 8 0人」に改め、同条第5項中「6 万 4, 0 8 7立方メートル」を「6 万 3, 4 6 6立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例の一部を改正する条例

長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例（令和３年長浜市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第５条を削る。

第６条中「又は受益者負担金」を削り、同条を第５条とする。

第７条第２項を削り、同条を第６条とし、第８条を第７条とする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。